

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社大和日昇建設
代表者及び住所 奈良県奈良市下深川町765番地
2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月28日から令和7年12月27日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社大和日昇建設は、滋賀県内のマンション新築工事において、労働者が左膝部挫創の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所轄の彦根労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことが、労働安全衛生法120条5号、100条1項及び122条、労働安全衛生規則97条1項に違反するとして、株式会社大和日昇建設及び同社代表者が、令和7年8月21日に彦根区検察庁に略式起訴され、同月25日に彦根簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社大和日昇建設の代表者が、労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)